

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割の具体的内容についての例示 別紙2

① 診療

(A: 拠点病院として実施すべき事項、B: 将来的に実施することが望ましい事項)

目的: 関係する診療科が連携した、診断が困難な症例、重症および難治性アレルギー疾患の正確な診断・治療・管理

診断	アレルギー全般	A	アレルゲン同定の検査実施および評価(血液検査、プリックテスト、パッチテスト等)
		A	アナフィラキシーの原因同定
	肺及び下気道領域	A又はB	肺機能検査(A)・呼気NO測定(A)・呼吸抵抗測定(A)・気道過敏性試験(B)等を用いた評価
		A	気管支喘息及び鑑別疾患の正確な診断
	皮膚領域	A	アトピー性皮膚炎の正確な診断
		A	重症及び難治性アレルギー性皮膚疾患の正確な診断
	上気道領域	A	アレルギー性鼻炎の正確な診断
		A	下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の正確な診断
	眼領域	A	アレルギーが関与する眼疾患の正確な診断
	食物アレルギー領域	A	運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施および評価
B		重症および難治性食物アレルギーの診断	
治療	アレルギー全般	A又はB	アレルゲン免疫療法の実施(舌下(A)・皮下(B))
	肺及び下気道領域	A	重症及び難治性気管支喘息の治療
	皮膚領域	A	重症及び難治性のアトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患の治療
	上気道領域	A	重症及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療
	眼領域	A	重症及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療
	食物アレルギー領域	B	重症及び難治性食物アレルギーの治療
管理	アレルギー全般	A	重症及び難治性アレルギー疾患の長期管理

② 情報提供

(拠点病院として実施すべき事項)

都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携)	患者やその家族に対する定期的な講習会 地域住民に対する啓発活動
----------------------------	------------------------------------

③ 人材育成

(拠点病院として実施すべき事項)

都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携)	都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修 保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する研修
----------------------------	---

④ 研究

(拠点病院として実施すべき事項)

都道府県拠点病院 (都道府県連絡協議会と連携)	都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析 国が長期的かつ戦略的に推進する大規模な疫学調査や臨床研究等に協力
----------------------------	---

⑤ その他

都道府県拠点病院	学校や保育所等、各都道府県の教育機関が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、医学的見地からの支援
----------	---